

足場の組立て等作業主任者技能講習受講資格について

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

「足場の組立て等作業主任者技能講習」を受講する際に、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験が必要です。(学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者は2年以上従事)

労働安全衛生規則の一部変更により平成27年7月1日より足場の組立て、解体又は変更する作業は「足場の組立て等特別教育」を受講しなければ作業に従事することが出来ません。そのため、本講習を受講する際は特別教育受講証明を確認させていただくこととなります。

足場の組立て等作業主任者技能講習を受講する際は、下記および別紙を参考にいただき作業経験年数を確認のうえ、お申し込みをお願いします。

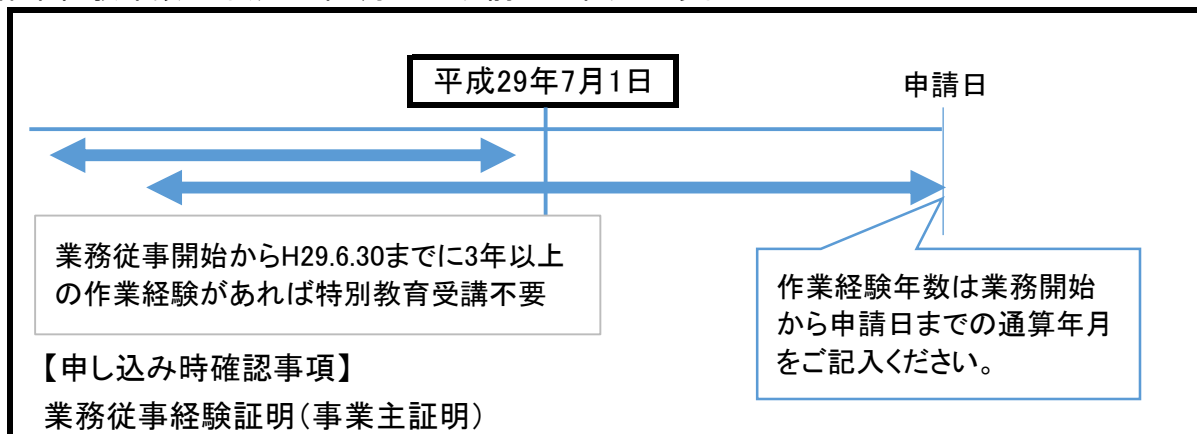
記

- ・満18歳未満の経験は含まれません。
- ・平成29年7月1日以降に足場の組立て等特別教育を受講された方は、7月1日から特別教育修了日までは無資格期間となりますので業務経験年数には含まれません。
- ・業務従事開始が平成27年7月1日以降の方は足場の組立て等特別教育修了から3年以上の業務従事経験年数が必要です。

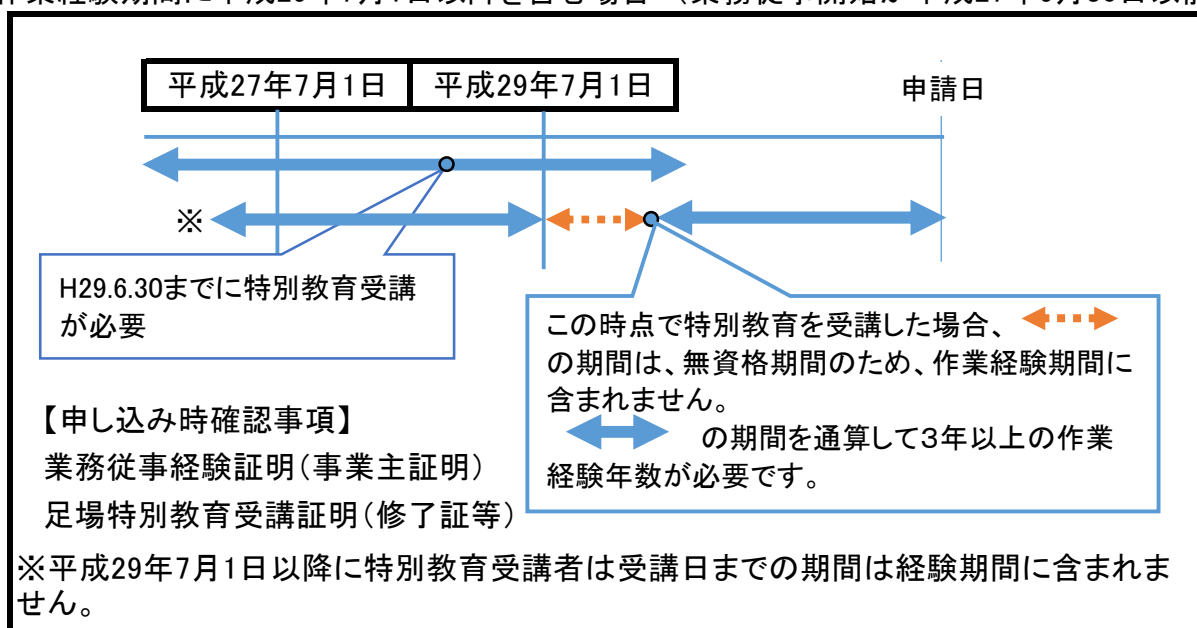
足場の組立て等作業主任者技能講習受講資格

- ・足場の組立て等の業務に関する作業経験年数が**3年以上**ないと受講できません。
(学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者は**2年以上**従事)
- ・満18歳未満の経験は含みません。

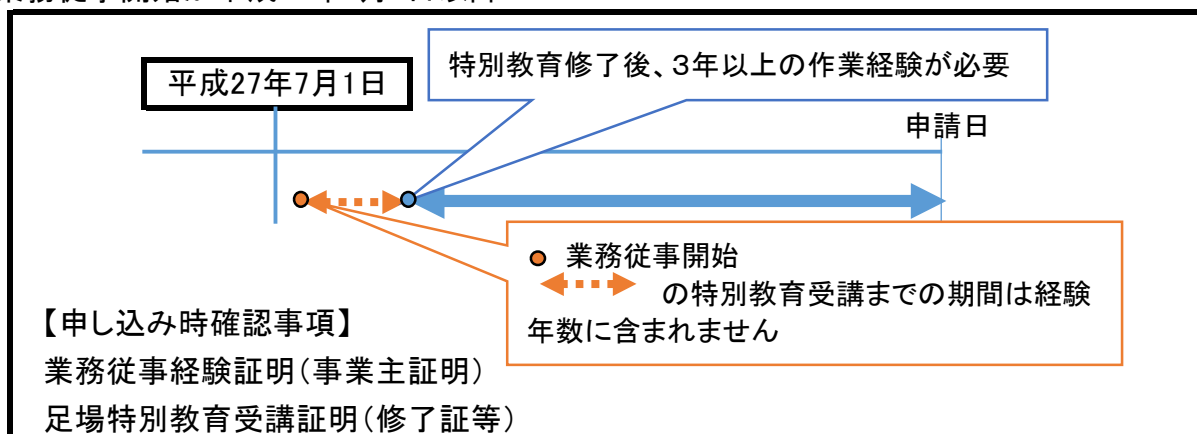
1. 作業経験年数が平成29年6月30日以前に3年以上ある



2. 作業経験期間に平成29年7月1日以降を含む場合（業務従事開始が平成27年6月30日以前）



3. 業務従事開始が平成27年7月1日以降



足場の組立て等作業主任者技能講習受講資格

1	足場特別教育 受講済	A 受講が平成29年6月30日以前 作業開始から現在までの作業経験年数 年 月 B 受講が平成29年7月1日以降 ① 作業開始から平成29年7月1日までの経験年数 年 月 ② 特別教育受講後から現在までの経験年数 年 月 ①+②の経験年数が3年以上必要 年 月
2	足場特別教育 未受講	平成29年6月30日 までの経験年数が 3年以上 年 月 平成29年6月30日 までの経験年数が 3年未満 ①平成29年6月30日までの経験年数 年 月 ②足場の特別教育(6h)受講後の経験年数 年 月 ①+②の経験年数が3年以上必要 年 月
3	満18才以上の者で、平成27年7月1日以降、新たに足場組立ての作業に従事しようとする者	足場の特別教育(6h)を受講後、 3年以上の経験年数必要 年 月
4	満18歳未満	満18歳を迎えた以降足場の特別教育(6h)を受講後、3年以上の経験年数必要

注1 満18歳未満の者は、危険有害業務の就業制限(法62条)により作業に従事することはできない。

注2 平成27年7月1日以降は、特別教育を受講していないと作業に従事することは出来ず、当然その期間は作業経験は認められない。